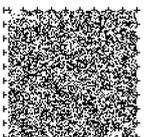
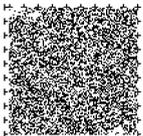


## 第2章

# 目標達成のための施策と取組

---





## 第2章 目標達成のための施策と取組

### 第1 施策目標と取組の体系

#### 施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進

- 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組
- 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進
- 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

#### 施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 1 地域におけるサービス提供体制の整備
- 2 地域生活を支える相談支援体制等の整備
- 3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援
- 4 障害者の住まいの確保
- 5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応
- 6 安全・安心の確保

#### 施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

- 1 障害児への支援の充実
- 2 全ての学校における特別支援教育の充実
- 3 職業的自立に向けた職業教育の充実

#### 施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現

- 1 一般就労に向けた支援の充実・強化
- 2 福祉施設における就労支援の充実・強化

#### 施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

- 1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実
- 2 重症心身障害児（者）施設における人材の確保と養成



## 第2 目標達成のための具体的な取組

### 施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進

#### 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組

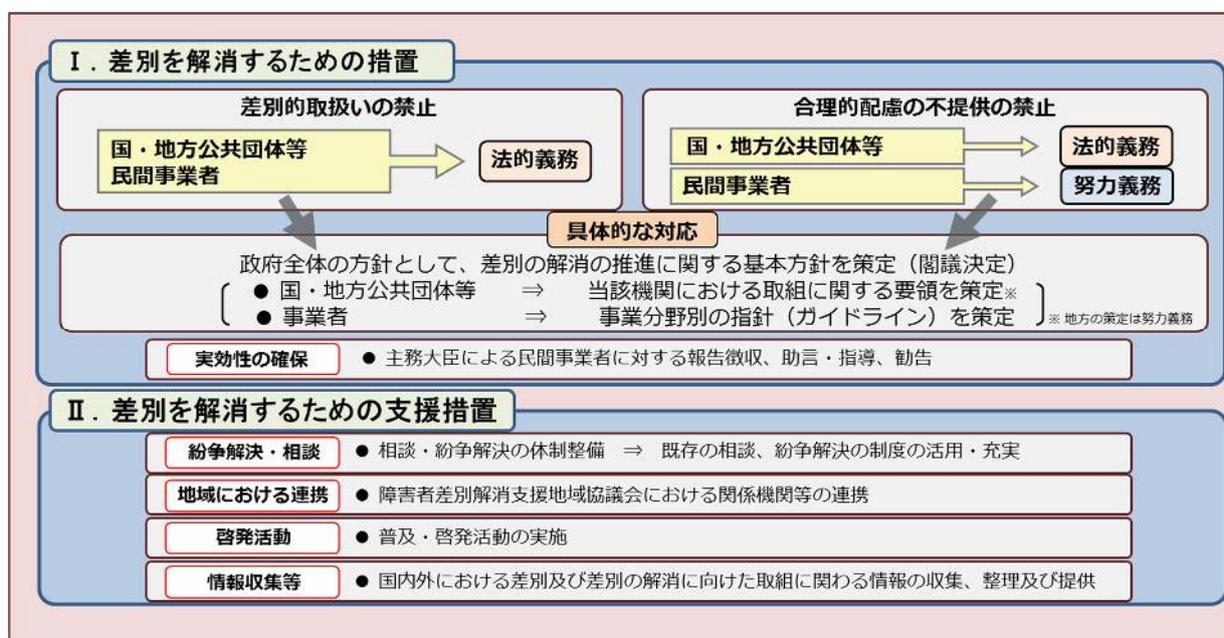
##### (1) 障害者差別の解消を推進する取組

###### 現状と課題

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されました。

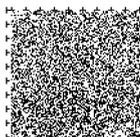
また、障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められ、各々の民間の事業主等は、国の指針等を踏まえて対応することとされました。

#### 障害者差別解消法の概要



(内閣府資料より作成)

障害者差別解消法では、障害者基本法と同様、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁



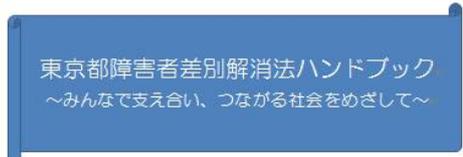
と相対することによって生ずるもの、とのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた上で、「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を社会的障壁と定義し、その除去を進め、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら生活できるようにする必要があると規定しています。

合理的配慮は、個別の事案ごとに、障害の特性、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、適切な対応のためには、都民一人ひとりが法の趣旨について理解を深めることが不可欠です。また、合理的配慮を的確に行うためには、ハード面のみならずソフト面を含めた環境の整備を併せて進めることも重要です。

また、同法において、行政機関等は、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供についても法的義務とされており、都においても適切に対応していく必要があります。

都は、障害者差別解消法の施行を踏まえて、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、関係機関が連携協力し、取組等について協議するため、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置しました。

また、さまざまな障害特性や配慮すべき事項等をまとめたハンドブックを作成し、広く都民、事業者に対して配布し、周知しています。



東京都福祉保健局

### 取組の方向性

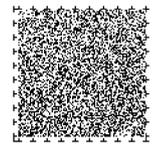
#### (行政サービス等における配慮等)

東京都は、「障害者差別解消支援地域協議会」での協議を踏まえ、引き続き、広く都民、事業者に対して、障害者差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、法の趣旨の普及と障害に関する理解の促進を図っていきます。

また、都選挙管理委員会においては、選挙のお知らせの点字版・音声版の配布等を行っており、関係法令の改正を踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に引き続き努めていきます。

投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保のため、郵便等投票の周知、病院や障害者支援施設等における不在者投票等の充実に努めます。また、スロープの設置や車いすの配置等による投票所のバリアフリー化等、投票環境の向上に引き続き取り組みます。

東京都福祉保健局  
(東京都障害者差別解消法ハンドブック表紙)



その他、東京都が行うあらゆる分野における事務・事業で、合理的配慮が適切に提供されるよう、バリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、職員に対する研修等を着実に進めていきます。

### （差別解消のための条例の制定）

都は、差別解消の取組を一層進めるため、平成30年度の施行を目指して、障害を理由とする差別を解消するための条例の制定に向けた検討を行い、障害のある方々をはじめ様々な立場の方の意見も十分に聞きながら議論を進めています。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を見据え、都民及び事業者の障害への理解を深めるとともに、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に対する相談・紛争解決の仕組みを整えていきます。

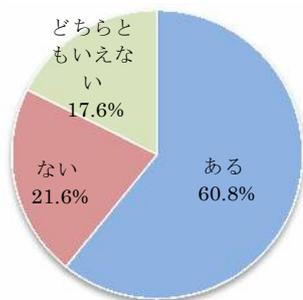
## （2）障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進

### 現状と課題

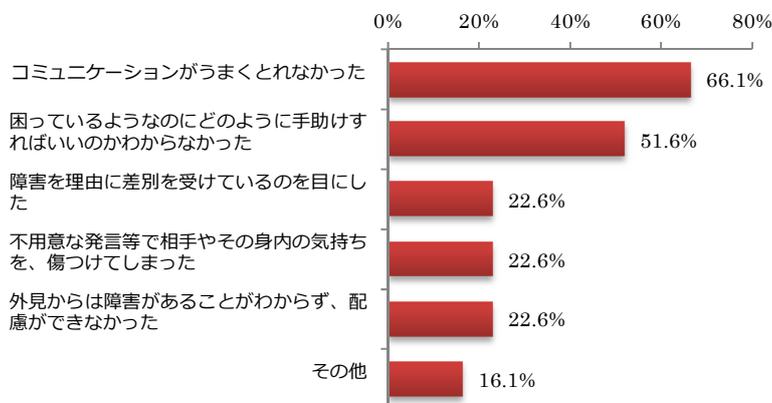
「全ての都民が共に暮らす共生社会」を実現するためには、障害者が日常生活や社会生活を営む上での困難さについて、都民一人ひとりが自らの身近な問題として考え、「障害は一部の人の問題である」といった意識上の壁を取り除く「心のバリアフリー」が重要です。

平成25年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によれば、「社会参加をする上で妨げになっていること」について、「周りの人の障害者に対する理解不足」を挙げた割合は、身体障害者で8%、知的障害者で17%、精神障害者で21%でした。また、平成26年インターネット福祉保健モニターアンケートでは、「障害者と付き合っ、戸惑ったり悩んだりした経験がある」が61%で、このうち「困っているようだが、どう手助けしていいかわからなかった」の割合は52%でした。

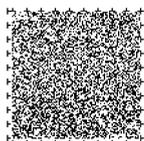
障害者と付き合う中で、戸惑ったり悩んだりした経験 (N=102)

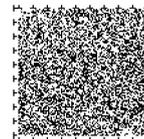


どのようなときに戸惑ったり悩んだりしたか (N=62)



(インターネット福祉保健モニターアンケート「障害及び障害のある方への理解」について (平成26年11月 福祉保健局発表))





東京2020大会の開催に伴い、国内外から多くの方が東京を訪れますが、その中には、障害者や様々な理由で支援が必要な人も含まれることから、思いやりの心を持ち、それを行動に移せることが求められます。大会を契機に、支援が必要な人への理解や互いを思いやる心が一層醸成されることで、全ての人がお互いに尊重し、支え合いながら共に生活する社会が実現することが望まれます。

## 取組の方向性

### （障害及び障害者への理解促進）

障害者に対する偏見や誤解の解消には、都民等が障害や障害者の特性に応じた援助の方法等を知ることが重要です。都民・事業者向けシンポジウムを開催し、障害及び障害者への理解を深め、合理的配慮を考えるきっかけ作りを行っていきます。

また、都民等が障害や障害者の特性に応じたコミュニケーションの方法を理解し、援助の方法等を知ることが、障害者への思いやりの心を持った対応にもつながることから、合理的配慮の好事例等を盛り込んだ事例集の作成、配布等を行います。

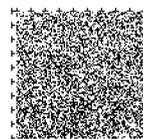
将来の社会の担い手である児童や生徒が、障害及び障害者への理解を深めることも重要です。都は、児童や生徒が人々の多様性を理解し、思いやりの心を育ていけるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有するユニバーサルデザイン教育の推進について、区市町村の取組を支援します。

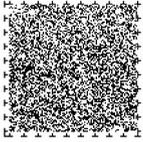
また、東京2020大会に向けて実施する「オリンピック・パラリンピック教育」において、障害者スポーツの体験や特別支援学校の児童・生徒と公立小・中・高校生との交流などを通じ、障害者理解に向けた教育の充実に取り組んでいきます。

毎年12月の障害者週間に際して、障害に関するシンボルマークの紹介や、都民の理解と協力を呼びかけるポスターの作成・配布を行います。

また、企業のCSR活動と障害福祉サービス事業所や障害者団体等の連携を促進することで、障害のある人とない人の交流の機会を創出し、お互いの理解を深めるきっかけづくりにつなげていきます。

さらに、障害に関する知識や障害特性に応じた援助の方法等について、ホームページによる情報発信を行うなど、様々な広報媒体を活用して、障害及び障害者について、広く都民への理解促進を図っていきます。





### (ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進)

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」を活用して思いやりの心を醸成します。

また、困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない障害者が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及を促進します。

平成29年7月には、経済産業省において、「ヘルプマーク」がJIS（案内用図記号）に追加されました。これにより、「ヘルプマーク」は全国共通のマークになるため、多様な場所で活用・啓発できるようになり、広く普及し、認知度の向上も期待されます。東京都は、広域的な普及を含め、普及啓発に取り組んでいきます。

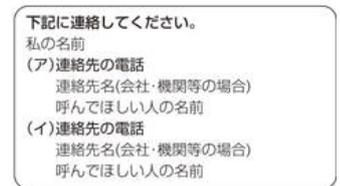


優先席に標示されているステッカー

(表面:上部は都内統一デザイン)



(裏面:参考様式)



ヘルプカード

### (3) 情報バリアフリーの充実

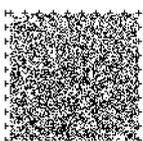
#### 現状と課題

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人が、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、点字、手話・筆記、ICT（情報通信技術）機器等による多様な情報提供手段により情報を取得し、意思疎通ができるよう、「情報バリアフリー」の充実に取り組み、社会参加を促進する必要があります。

行政情報をはじめ情報の提供に当たっては、それぞれの障害特性等を踏まえた配慮や提供手段の充実が必要です。また、情報の内容を理解することが困難な人に対しては、必要な情報を分かりやすいかたちで提供するなどの対応を図ることが求められます。

また、意思の疎通に困難を抱える人が自らの意思を表示できる手段を確保し、他人と意思疎通を図ることができるよう配慮することも必要です。

東京都は、これまで、視覚障害者向けには点字や音声、聴覚障害者向けには文字化や手話、外国人向けには多言語表記などのほか、インターネット等を活用し、様々な情報提供を行うとともに、意思疎通に係る支援を行ってきました。



今後も障害者を含めた全ての人が、あらゆる場面で必要な情報を適切な時期に、多様な情報提供手段により容易に入手及び発信できる環境を整備していく必要があります。

### 取組の方向性

情報を得ることが困難な人が、多様な情報伝達方法により情報を取得し、意思疎通ができるよう、「情報バリアフリーの充実」に引き続き取り組めます。

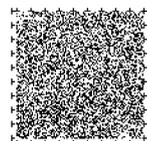
地域のバリアフリーマップの作成やコミュニケーション支援のための機器等の導入など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。

都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報を集約したポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」により、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう情報提供を行います。

視覚障害者や盲ろう者等の移動やコミュニケーションを支援するための取組を推進し、社会参加の促進を図ります。

聴覚障害者のコミュニケーションの手段である手話については、手話が言語であるという認識のもと、日本の手話の普及促進や、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げる取組とともに、海外から訪れる聴覚障害者への対応を踏まえて、外国の手話の普及促進を図ります。

また、ICTを活用した遠隔手話通訳等を都庁内で試行するとともに、普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進します。



## 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進

### (1) 障害者スポーツの振興

#### 現状と課題

平成 29 年 3 月に発表された、都内居住の障害者等を対象にした「社会参加に関する障害者等の意識調査」では、この 1 年間にスポーツを行った人の割合は 68.9%、行っていない人の割合は 29.5%となっています。

スポーツを行っていない理由は、「活動したいが、身体的にできない」が 50.8%、活動したいが「自分に合ったスポーツや運動の情報がない」(9.5%)、「一緒にやる人がいない」(8.6%)となっています。

また、障害者等が求めるスポーツや運動を行う際に必要な支援は、「適切な指導者」が 25.5%と最も高く、次いで「一緒に行く仲間」が 19.5%となっています。

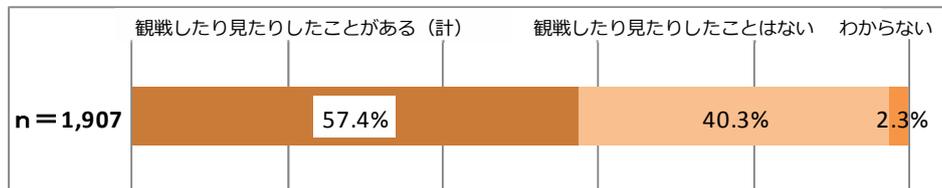
この 1 年間にスポーツを行ったか



(社会参加に関する障害者等の意識調査 (平成 29 年 3 月 福祉保健局発表))

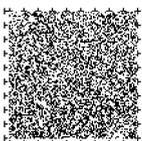
一方、平成 30 年 1 月に発表された、都民を対象にした「オリンピック・パラリンピック開催、障害者スポーツに関する世論調査」では、「この 1 年間に障害者スポーツを観戦したり見たりしたことがある」と答えた都民の割合は半数を超えています。

この 1 年間の障害者スポーツの観戦の有無



(オリンピック・パラリンピック開催、障害者スポーツに関する世論調査 (平成 30 年 1 月 生活文化局発表))

平成 23 年 8 月に施行されたスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と定められ、「障害者スポーツの推進」が明記されました。都は、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」



を目指し、中長期的な視点から体系的・継続的に障害者スポーツの振興に取り組むため、平成24年3月に「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定し、障害者スポーツの情報発信・普及啓発、身近な地域でスポーツに親しめる環境整備、障害者スポーツの取組体制の強化の3つの視点に基づき、施策を展開してきました。

東京2020大会の開催都市にふさわしい、世界を代表する魅力的なスポーツ都市を実現するために、各施策の取組を強化し、障害者スポーツのより一層の振興を図る必要があります。

## 取組の方向性

### （障害者スポーツの環境づくりの推進）

平成30年度からは新たに「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、障害者スポーツ振興の取組を積極的に進めていきます。

多様なメディアを活用した広報や、障害者スポーツを体験するイベントの充実により、障害のある人にもない人にも広く障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図るとともに、障害のある人が、スポーツを始めるきっかけを提供していきます。

また、障害のある人が身近な地域で継続的にスポーツに親しめるよう、都立特別支援学校の体育施設の活用を促進するなど、障害のある人がスポーツをできる場を拡大していくとともに、「障がい者スポーツ指導員」の資格取得促進等により、障害者スポーツを支える人材の育成をさらに促進します。

あわせて、国際舞台で活躍する東京のアスリートの発掘・育成・強化や、競技団体の基盤強化を目的とする支援等により、障害者スポーツの競技力向上に取り組めます。

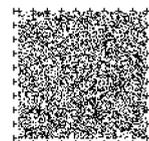


都立学校活用促進モデル事業  
(スポーツ・レクリエーション体験教室の様子)

2020年とその先を見据え、障害者スポーツのさらなる振興と、障害者スポーツを通じた障害のある人とない人の相互理解と交流の促進を図ります。

### （特別支援学校における障害者スポーツの振興）

東京2020大会の開催に向けて、都立特別支援学校においても障害者スポーツを推進していくため、「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」（以下「教育推進校」という。）



において障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実や優れた外部指導者を活用した部活動の一層の振興を図ります。

教育推進校を地域におけるスポーツ活動の拠点の一つに位置付け、卒業生をはじめとした、地域の障害のある人々が障害の種類や程度に応じて生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整備していきます。

## (2) 文化芸術活動の推進

### 現状と課題

都は、東京 2020 大会を東京の文化の魅力を世界に発信できる絶好の機会と捉え、国内外の文化団体や芸術家の知恵を結集し、文化の面でも最高のオリンピック・パラリンピックの実現を目指しています。

このため、国籍や老若男女、障害の有無を問わず、世界中のあらゆる人々が参加し、体験できる文化プログラムを展開していく必要があり、平成 27 年 3 月、今後の東京の文化政策における道標となる「東京文化ビジョン」を策定しました。

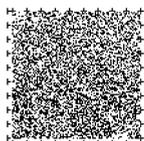
### 取組の方向性

障害者の社会参加と交流を図るため、東京都においては、これまでも障害者総合美術展やふれあいコンサート、都内特別支援学校の総合文化祭などを実施しており、引き続きこれらの取組を通じて、障害者の芸術及び文化活動への参加を推進していきます。

また、東京を舞台に、障害者を含めた誰もが芸術文化に親しみ、創作を行うことを通じて、国内外の障害者等あらゆる人が交流し、相互理解を育むことのできる都市の実現に向け、引き続き障害者アートへの支援や障害者の鑑賞・参加を促す活動の推進等、文化の面で世界で最も進んだバリアフリーな都市として認知される取組を展開していきます。



第 3 2 回東京都障害者総合美術展  
最優秀賞「巨大パイナップル」  
清水峰男さん



### (3) 身近な地域活動等への参加の推進

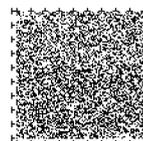
#### 現状と課題

スポーツや芸術活動をはじめ、生涯にわたり、様々な学習活動やレクリエーションに参加したり、余暇活動を楽しむことは人生を豊かにします。障害のある人が、様々な障壁のため、こうした活動に参加できないことのないよう、合理的配慮が求められるとともに、学びと交流を通して、地域の中で孤立したり、引きこもってしまわないよう、様々な配慮が必要です。

#### 取組の方向性

青年・成人期の障害者が日中活動や就労後に過ごす場を、身近な地域に確保し、様々な人々と交流しながら、社会生活に必要な知識や技能の習得のための学習会や、ボランティア活動参加などを行う取組を積極的に支援していきます。

また、企業のCSR活動と障害福祉サービス事業所や障害者団体等の連携を促進することで、障害者の社会参加の場や機会の提供につなげていきます。



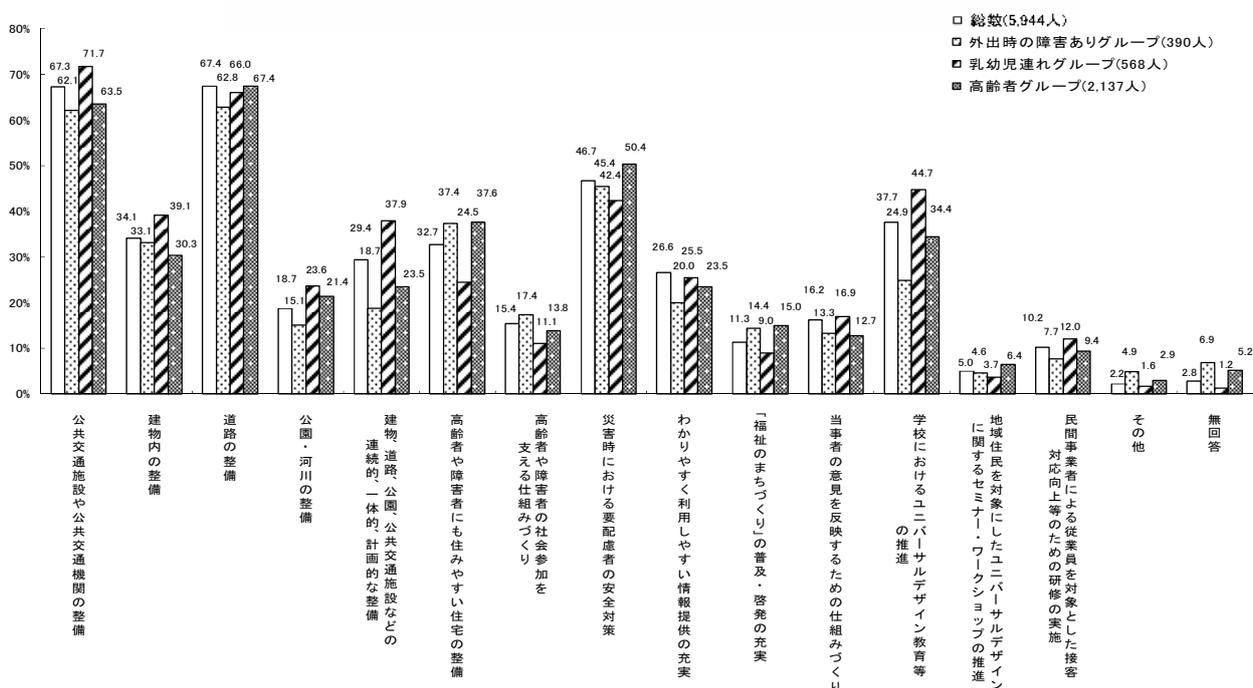
### 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

#### 現状と課題

##### (バリアフリー化の状況)

平成28年度東京都福祉保健基礎調査「都民の生活実態と意識」によれば、「福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの」について、障害者を含む外出時の障害ありグループでは、「公共交通施設や公共交通機関の整備」が62.1%、「道路の整備」が62.8%でした。

福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの

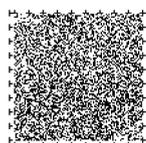


(平成28年度東京都福祉保健基礎調査「都民の生活実態と意識」(福祉保健局))

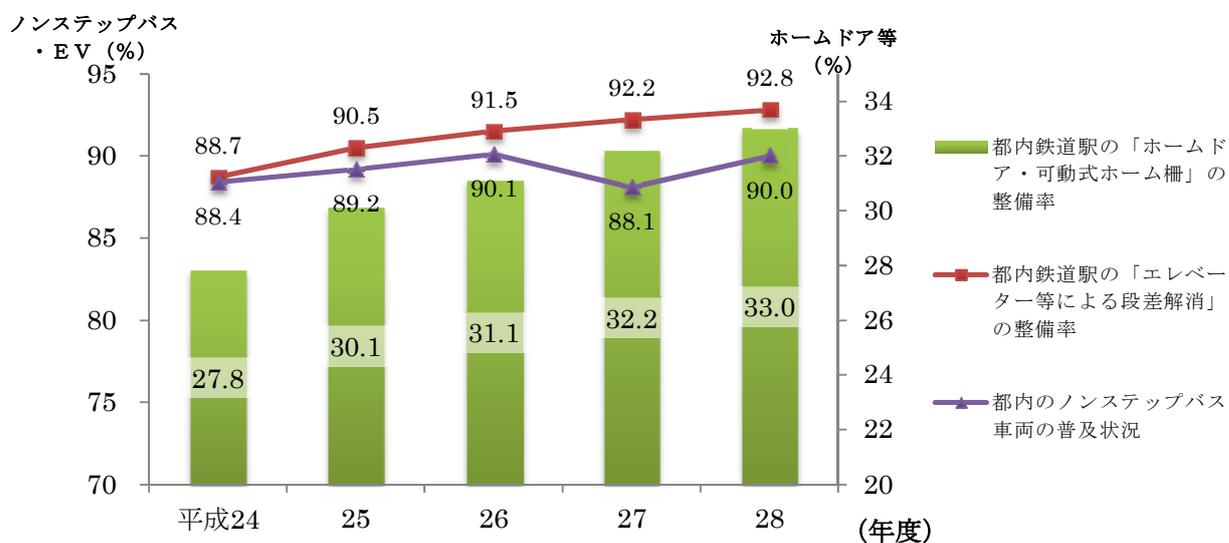
都は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定し、高齢者、障害者、子供、外国人、妊娠中の人や怪我をした人などを含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。

建築物のバリアフリー化については、同条例に加え、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)」等に基づき、新設・改修の際に、着実にバリアフリー化を促進してきました。

また、鉄道駅におけるエレベーター等の整備率やノンステップバスの整備率は9割を超えるなど、交通機関や公共空間のバリアフリー化は、着実に進展してきています。



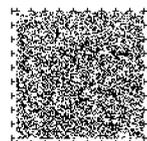
## 都におけるバリアフリー化の進捗状況（公共交通機関）



(都市整備局、福祉保健局資料より作成)

しかし、依然として、社会参加をする上で妨げがあるとする障害者の割合も少なくないことから、高齢者等も含めた全ての人が、安全、安心、快適に利用できるよう、更に福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

また、東京 2020 大会の開催を見据え、全ての都民が福祉のまちづくりの進展を実感できるよう、引き続き、当事者の意見を取り入れながら、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化の取組を進めていくことが重要です。



## 取組の方向性

都は、平成26年3月に、平成30年度までを計画期間とした「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。引き続き、本計画と東京都福祉のまちづくり推進計画の連携を相互に図りながら施策を展開していきます。

障害者等が円滑に移動できる環境を整備するため、主要駅周辺等の、駅や公共施設等を結ぶ都道等において、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進めていきます。

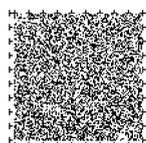
また、鉄道駅において、移動等の円滑化のためエレベーター等の整備や、ホームドアの整備を促進していきます。

さらに、東京2020大会に向けて策定されたアクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえて、車いす利用者等に対応した客席の整備や誰もが利用しやすいトイレの整備、宿泊施設のバリアフリー化等を進めていきます。

区市町村における旅客施設や生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路等の面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、区市町村によるバリアフリー基本構想の策定を支援します。

同時に、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、物販店や飲食店等の身近で利用頻度の高い建築物のバリアフリー化を一層促進します。

誰もがまちの中を円滑に移動できるとともに、あらゆる場所で同行者などと一緒に活動に参加し、共に楽しむことができる環境整備を進めるため、東京都福祉のまちづくり条例等による整備基準に基づき、建築物や公共交通、歩道、公園等において一層のバリアフリー化を推進していきます。また、その整備に当たっては、利用時の場面を想定したバリアを取り除くためのソフト面の取組を一体的に検討します。



## 具体的施策の体系

### 施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進

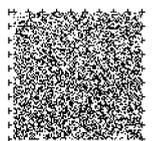
#### 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組

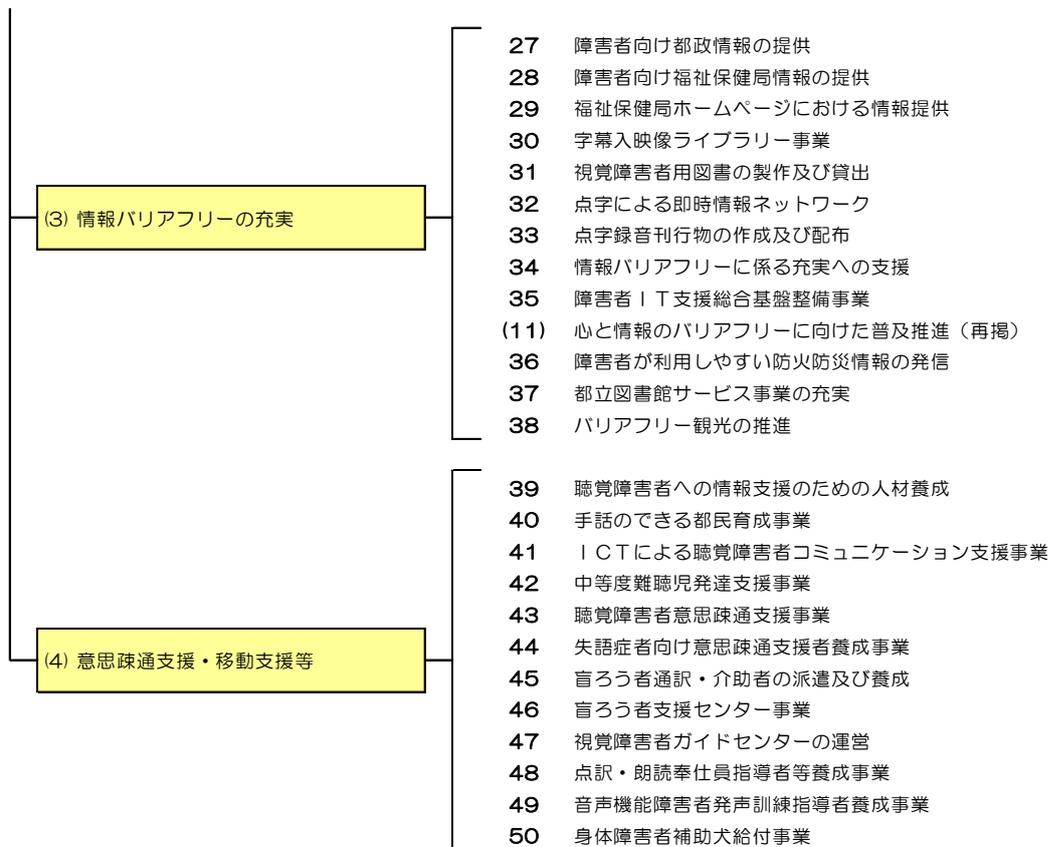
##### (1) 障害者差別の解消を推進する取組

- 1 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業
- 2 東京都職員採用試験・選考制度
- 3 公職選挙実施に伴う障害者への配慮
- 4 駐車禁止規制の適用除外措置
- 5 首都大学東京における社会福祉学の研究・教育
- 6 広聴活動の充実
- 7 入学試験受験条件の整備・充実
- 8 学修環境の充実
- 9 人的サービスの充実

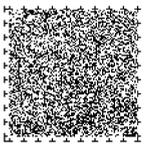
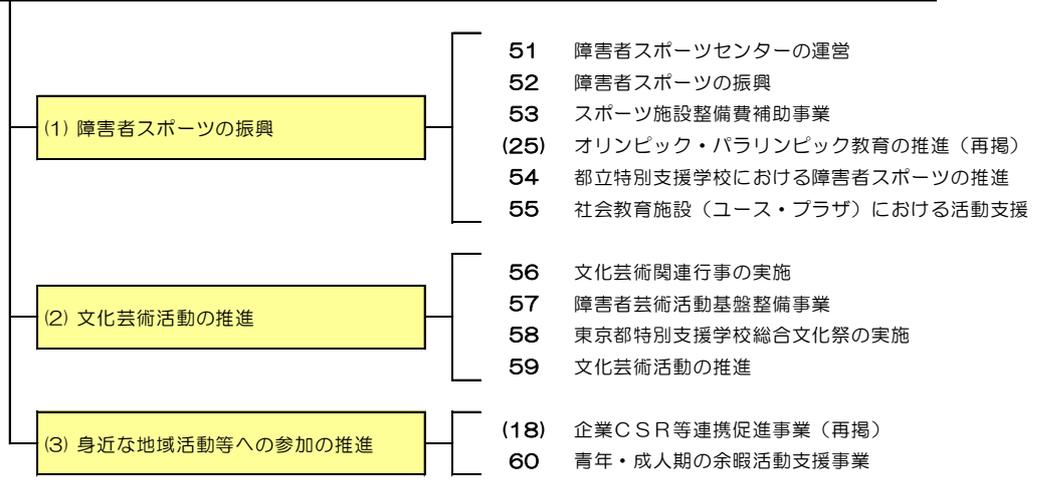
##### (2) 障害及び障害者に対する理解促進と心のバリアフリーの推進

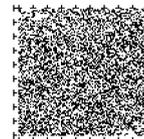
- 10 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
- 11 心と情報のバリアフリーに向けた普及推進
- 12 心のバリアフリーサポート企業連携事業
- 13 福祉のまちづくりに関する普及推進
- 14 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
- 15 ヘルプマークの推進
- 16 ヘルプカード活用促進事業
- 17 生活環境改善普及事業
- 18 企業CSR等連携促進事業
- 19 障害に関するシンボルマークの周知・普及
- 20 ふれあいフェスティバルの開催
- 21 精神保健知識の普及・啓発
- 22 福祉教育の充実
- 23 広報活動の充実
- 24 特別支援教育の理解啓発の推進
- 25 オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 26 東京都立特別支援学校アートプロジェクト展





**2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進**





### 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

#### (1) 福祉のまちづくりの総合的推進

- 61 障害者に関する調査の実施
- 62 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進
- 63 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想作成事業）
- 64 東京都福祉のまちづくり条例の運用等
- (11) 心と情報のバリアフリーに向けた普及推進（再掲）
- (12) 心のバリアフリーサポート企業連携事業（再掲）
- 65 既存建築物のバリアフリー化の推進
- 66 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業
- 67 区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業
- 68 バリアフリー法に基づく認定
- 69 宿泊施設のバリアフリー化支援事業
- 70 東京ひとり歩きサイン計画
- (53) スポーツ施設整備費補助事業（再掲）
- 71 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備
- 72 高等学校等への受入れ体制の整備
- 73 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援

#### (2) 公共交通機関の整備

- 74 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）
- 75 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア整備促進事業）
- 76 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
- 77 都営交通の施設・設備の整備
- 78 アクセシブル・ツーリズムの推進
- 79 観光バス等バリアフリー化支援事業

#### (3) 道路の整備

- 80 安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化
- 81 横断歩道橋のバリアフリー化
- 82 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備
- 83 無電柱化の推進
- 84 視覚障害者誘導用ブロック等の設置
- 85 障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化の検討（モデル事業）
- 86 路上放置物等の是正指導、広報
- 87 視覚障害者用信号機・歩行者感应式信号機、エスコートゾーン  
の設置・改善
- 88 道路標識の整備

#### (4) 公園、河川等の整備

- 89 海上公園における障害者向け配慮
- 90 海岸保全施設整備に合わせたバリアフリー化等の推進
- 91 河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進
- 92 都立公園の整備

#### (5) 住宅の整備

- 93 既設都営住宅のバリアフリー化（エレベーター設置事業）の推進
- 94 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備

